

H30.3.8 議会運営委員会

三石委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、議案の付託等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の付託について

三石委員長

初めに、1 ページの資料1、議案の付託についてである。
知事提出議案100件を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。
なお、請願の提出はなかったもので、御報告する。

2. その他

三石委員長

最後に、その他で、何かないか。

西森委員

先日の議運で、質問時の現物の持ち込みについて、通常行う議運で了承を得るということで了解したが、後で考えてみると、随分早いタイミングで了承をもらわないといけないということになる。質問通告をつくって、執行部とのすり合わせをしていく中で、この質問のときにこういうものがあればいいという状況になれば、通常行う議運では間に合わない可能性が出てくる。そのときには、柔軟に臨時の議運を開くという対応が必要ではないかと思う。御議論願う。

三石委員長

ただいま、西森委員から発言があったが、このことについて、御意見をどうぞ。

土森委員

6月と12月には質問初日の議運がない。基本的に通常の議運で現物の持ち込みを協議する。ただ、今話があったように、そういうときは臨時的に。2月と9月には、質問初日にも議運が開かれる。自由奔放とはいかないが、できるだけ通常の議運で行うということにしたほうがいい。こういうことではどうか。

三石委員長

ほかに御意見はないか。

(なし)

三石委員長

整理する。
議場への現物の持ち込みについては、申し出により通常の議会運営委員会で協議することを基本とするが、場合によっては、臨時に御協議いただくこともやむを得ないものとする。
今後も、申し出の時期を逸することのないよう、各会派でも再確認していただきたいので、御了承願う。

(了承)

三石委員長

ほかにないか。

H30.3.8 議会運営委員会

(林総務課長、挙手)

林総務課長

資料2、9ページの第2回全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練に伴う館内放送の実施について、3月2日付危機管理・防災課長の事務連絡をごらん願う。

3月14日に、Jアラートの全国的な情報伝達訓練が実施されることに合わせて、県においても情報伝達訓練を実施する予定である。今回の訓練は、下記に記載の内容のとおり、県庁に整備しているJアラートにより、本庁舎、議会棟など5つの庁舎を対象に、3月14日水曜日午前11時から、「これは、Jアラートのテストです」という館内放送が3回流れるというものである。今回は、通信・放送機器のテストのみであるため、避難行動をとる必要はなく、安否確認メールによる訓練も実施されない。

なお、当日は常任委員会開催中であるので、正副委員長には、別途政策調査課からお知らせする。説明は以上である。

三石委員長

質問はないか。

(なし)

三石委員長

協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、明日3月9日金曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書・決議案の送付先等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。